

役員及び評議員の報酬等に関する規程

目 次

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 理事会及び評議員会の出席
- 第4条 理事及び評議員の報酬
- 第5条 監事の報酬
- 第6条 出張旅費
- 第7条 適用除外
- 附 則

社会福祉法人 濱友会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条及び第21条の規定に基づき、社会福祉法人瀨友会の役員及び評議員の報酬等の支給の基準について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会及び評議員会（以下「理事会等」という。）に出席したとき、評議員が評議員会に出席したときは別表1により費用弁償費を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 役員の報酬について、定款第21条に規定の評議員会において別に定める総額は各年度300万円以内とする。

- 2 理事長が法人を代表して法人及び施設の運営のための業務にあたる職務の対価として、別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 理事が理事会等出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 4 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会等出席以外で法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程に準じて支給することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

付 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日より適用する。
- 2 改正後の本規程は、平成19年1月1日から施行する。
- 3 改正後の本規程は、平成29年7月1日から施行する。

別表 1

| 名 称 | 費用弁償費 | | |
|--------|-------|--------|--|
| 理事会出席 | 長洲町内 | 3,000円 | |
| | 長洲町外 | 5,000円 | |
| 評議員会出席 | 長洲町内 | 3,000円 | |
| | 長洲町外 | 5,000円 | |

別表 2

| 名 称 | 報 酬 | |
|--------|-------------|--|
| 理事長業務 | 月額 200,000円 | |
| 理事業務 | 日額 10,000円 | |
| 評議員業務 | 日額 10,000円 | |
| 監事監査指導 | 日額 10,000円 | |